

再処理施設の健全性の確認に関するご質問

質問内容	回答
誰が点検したのか明らかにした上で示して下さい。【六ヶ所】	書類点検は全数当社社員が実施しました。また、現品点検は全数当社社員の立ち会いのもとに実施しました。
再処理施設の健全性とはどういうことなのでしょう。意味がよく理解できません。【八戸】	再処理施設においては、操業に必要な設備に加え、機械の故障、人のミスなど、いろいろな不具合を想定した二重、三重の安全対策のための設備を設置しています。 再処理施設の健全性とは、操業に必要な設備と安全対策の設備がきちんと作られていることを言います。
健全性を第一にするのなら、なぜもっといねいに調査をしなかったのですか。【八戸】	今回の品質保証体制の点検にあたっては、当社の「品質保証プロセス評価顧問会」などを通じて、有識者の方々のご指導をいただき、かつ、国の「六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会」における評価意見を踏まえて改定した計画に基づき、着実に実施しました。
本当に安全性を第一に考えて調査したのですか。【八戸】	また、第三者監査機関に計画どおりの点検が行われているかのチェックを受けながら点検を進めたことから、点検の進め方は適切であったと考えています。 なお、原子力安全・保安院からも「国の検査官の立会いも踏まえ、適切であった」と評価をいただいています。

再処理施設の健全性の確認に関するご質問

質問内容	回答
<p>再処理工場そのものが、その全体として「健全」であると何をもって判断するのか。再処理の全過程において、住民の健康、安全等に何らか影響がない、問題はない、と言いきれるのか。[六ヶ所]</p>	<p>点検内容については、前述の回答のとおり適切であったと判断しています。</p> <p>品質保証体制の点検により、設計どおりに、設備などが作られていることを確認しました。また、現物と図面とが食い違っているものは、正しく手直しを行いました。この結果、再処理施設の設備などは、次の段階であるウラン試験に自信を持って進むことができる状態にあることが確認できました。</p> <p>また、以下のような取り組みにより、事故・トラブルの発生防止に努めています。</p> <p>国内外の先行再処理施設での事故・トラブルを分析し、設備や運用面へ反映</p> <p>再処理に従事する要員は、教育訓練の全体計画に基づき国内外の再処理施設に派遣するなどの研修・訓練を実施</p> <p>国内外の先行再処理施設の専門技術者を駐在させるなど、万全の体制で試験運転を実施</p>
<p>何を持って健全性が確認されてと言っているのかわかりません。検討会や懇話会を傍聴しても安全保安院は原燃とつるんでいる様にしか見えません。[六ヶ所]</p>	<p>しかしながら、試験運転の目的の一つが不具合を早期に発見し、手直し・調整を行うということ、初めてウランを用いて試験を行うことから、試験運転の中では軽微な機器故障や習熟不足による汚染などのトラブルは発生しうるという心構えで取り組んでいきます。これら軽微なトラブルが発生した場合は、予め定めた手順に基づき安全確保および復旧に努めてまいります。また、中長期的な視点でみると、設備は使っているうちに腐食や磨耗などにより性能が低下したり、壊れたりする可能性もあると考えており、これらについては適切に点検・補修を行ってまいります。</p> <p>さらに、再処理施設においては異常が大規模かつ急激に拡大する可能性は小さいですが、いろいろな事故・トラブルを想定し、どのような場合でも住民の皆様に影響を与えないよう二重、三重の安全対策を施しています。また、防災業務計画に基づき防災体制の整備や資機材の準備等を行っています。</p> <p>軽微な機器故障等を含め事故・トラブルが発生した際は、住民の皆様へも情報提供を行い、透明性の確保に努めてまいります。</p>
<p>改善策の4で「協力会社が設計どおり施工するため云々」とあるが、再処理施設の残工事はどの位か。既に施工済の部分が設計どおりでなかった可能性もほんとはなかったと言いきれるのか。[青森]</p>	<p>一部、試験運転のために用いる仮設備の工事および改良工事が残っているものの、全体としてはほぼ終了しています。また、設備の健全性については、今回の点検で確認できたと考えています。</p>

再処理施設の健全性の確認に関するご質問

質問内容	回答
<p>書類点検だけで本当に安全ですか。（抜打検査だけでは不安である）[六ヶ所]</p>	<p>品質保証体制点検では、書類点検だけで良しとせず、書類点検と現品点検を組み合わせで実施しました。</p> <p>具体的には、まず、点検対象の全設備を均質に品質管理されたグループに分類しました。次に、全グループに対して、ルールやその実施状況が書類で十分と確認できるか否かについて点検し、十分と確認されたものは、書類の信憑性確認のため、代表設備の現品点検をしました。もう一方の書類で十分と判定できなかつたものは、全数の書類点検を行った後、現品点検をしたものです。いずれも現品点検と組み合わせで実施しました。</p> <p>なお、書類点検の妥当性は以下のとおり確認しました。</p>
<p>書類点検だけでは安全を信頼できません。[六ヶ所]</p>	<p>グループ分類の妥当性</p> <p>品質管理では、要領書を定めて手順に従って施工し、検査し、記録に残しております。したがって、同じ施工会社が同じ作り方をしている設備の品質レベルはどれを取っても同じです。全設備を同一の品質管理をしている3,834グループに分けて、グループごとに代表を点検すれば、全体の品質管理状況がわかります。このグループ分けや抜き取りの考え方は、国の検討会でも審議いただき、「抜き取り数を増やすこと」などの評価結果を反映して点検を実施しました。</p>
<p>基本的に書類審査で健全性の確認が可能とは思えないが、この点について伺いたい。[青森]</p>	<p>点検項目の妥当性</p> <p>書類点検において判定基準に使用した管理要件は、過去の建設時や通水作動試験時、化学試験時における不具合に加えて、使用済燃料受入れ・貯蔵施設におけるプール水漏えいをはじめとする当社の経験した過去の不具合事例が抽出できるものを設定しました。</p>
<p>現品の抜き取り検査が最低1%というのは、とても健全性が保たれているとは言えないのではないですか？なぜ、1%なのですか。[六ヶ所]</p>	<p>書類点検でルールや実施が十分で、健全性が確認できたものは書類の信憑性確認のため、各グループから代表1基を現品点検しました。また、ルールや実施が十分と判定できなかつた16万基については、全数現品点検を行いました。</p>

再処理施設の健全性の確認に関するご質問

質問内容	回答
<p>約27万基の点検中、現品点検は16万基で他は書類点検という。全てを現品点検を行うべきでなかったのか。書類点検というのは不十分でないのか。</p> <p>また、点検終了が平成16年2月12日で、2月13日には報告書を国へ報告し、公表というのは、あまりにも出来すぎているのではないか。[青森]</p>	<p>書類点検でルールや実施状況が十分と判定できた11万基については、記録の信憑性の確認のため、グループごとに代表設備を抜き取り、現品点検し、全て問題なかったことから11万基全体を健全と評価しました。</p> <p>この11万基は、施工要領書を定めて手順に従って施工し、検査し、記録に残しているものが全て十分なものでありました。それぞれのグループ内の設備の品質レベルは、どの設備を取っても同じであり、グループごとに代表を点検すれば、全体の品質管理状況がわかります。</p> <p>また、点検結果については、皆さまにできるだけ早くお知らせするよう、点検の区切りの都度、データ整理を効率的に行ったこと、国の検討会に適宜（12/26, 1/23, 2/5）中間報告しながら点検を進めたことから、まとめの時間が短縮できました。決して急いで行ったわけではなく、全力を尽くして必要な時間を使い、点検およびまとめ作業は着実に実施しました。</p>
<p>点検によって健全性を確認したというが、「総点検結果」というのにはお粗末である。保安院への報告書も単なる「点検結果」であって、「総」はついていなかった。現品点検の内容で間接確認が主流で写真添付の直接確認や追加確認が少なかったのは何故か。[青森]</p>	<p>現品点検の対象とした16万基は、まず、国の検査が終わっているもの及び当社が過去の点検済みのもの（約3.2万基）、機能確認済みのもの（約6.3万基）を除いては、まず、直接確認（約1.2万基）しました。</p> <p>確認できないものは記録による間接確認（約3.3万基）としましたが、記録の妥当性を抜き取りで確認しました。以上の約14万基は書類か現品で全数の確認をしました。</p> <p>それでも確認できなかった約2万基について、追加確認を抜き取りで行いました。追加確認は品質の均質なグループから代表を複数抜き取りしており、全体の品質を確認するには妥当なやり方です。</p> <p>抜き取り方法は品質保証の専門家や第三者監査機関の確認を受けています。</p>
<p>再処理施設の健全性を確認。</p> <p>27万基の設備など建物を対象に書類点検と図面及び現品点検を実施したと報告したが、その内訳（種類別点数など比率）を説明してほしい。[青森]</p>	<p>書類点検は、4区分に分かれており、設計管理点検対象211グループでは、ルールの点検で十分なものが210グループ、実施状況の点検で十分なものが201グループありました。</p> <p>一方、施工検査点検対象3,834グループでは、ルールの点検で十分なものが1,760グループ、実施状況の点検で十分なものが2,696グループありました。</p> <p>いずれも十分と認められなかったものは全数の書類点検を行い、書類にて設備の健全性が確認できたもの11万基と確認が十分に行えなかったもの16万基に分類しました。</p> <p>また、設備別の点検数は、容器（約560グループ、約6千基）、弁（約420グループ、約5.7万基）、配管（約510グループ、約14.9万基）等です。</p>

再処理施設の健全性の確認に関するご質問

質問内容	回答
<p>保安院の「プール水漏えいの不適切溶接、埋込金物スタッドジベルの切断、硝酸漏えいは、いずれも国の使用前検査や溶接検査の対象でない施工部分で発生した事象であり、実際はただちに原子力安全上の問題につながるものでなかった」という見解をどう思うか。同じ考えか。[青森]</p>	<p>プール水漏えいは、漏えい量が少なく、冷却と遮へいの機能は維持され、かつ、漏えい水を適切に処理したこと スタッドジベル切断は、切断されたものはあったが、強度が足りていないことが確認されたものはなかったこと 硝酸漏えいは、建物の中で収まり、外部へは流出しなかったこと 以上のことから、原子力施設として安全上重要な問題につながるものではないと認識していますが、いずれも品質管理上の問題があったため、今後は改善していくこととしています。</p>